【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第六部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1)　［略］

(2)　追完情報

a　(3)aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

［(a)～(c)　略］

b　(3)aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d　(3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね３月を経過した日から令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第４条の２の10第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）

当該次の連結会計年度開始後３月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第六部　同左］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1)　［同左］

(2)　追完情報

a　(3)のａの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

［(a)～(c)　同左］

b　(3)のａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において資本金の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下このｃにおいて「有価証券報告書等」という。）提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d　(3)のａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね３月を経過した日から令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第４条の２の10第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）

当該次の連結会計年度開始後３月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）